

## 埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 県は、空き家を利活用して、重度障害者が入居できるグループホームの整備に必要な改修費用に対する補助金を予算の範囲内において交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第58条第2項から第4項まで、社会福祉法人に対する助成の手続を定める条例（昭和38年埼玉県条例第15号。以下「条例」という。）及び補助金等の交付手続等に関する規則（昭和40年埼玉県規則第15号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、障害者の地域生活への移行のため、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示第395号。以下「基本的指針」という。）に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年11月7日法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第7項に規定する生活介護を行う事業所（以下「生活介護事業所」という。）、同条第11項に規定する障害者支援施設（以下「障害者支援施設」という。）又は同条第17項に規定する共同生活援助を行う事業所（以下「グループホーム」という。）を運営する法人が、グループホームを整備するため、重度障害者の障害特性に合わせて入居に必要な改修工事等を行う場合に、その改修工事に要する費用の一部を補助することにより、地域社会における重度障害者の住まいの場の整備を図ることを目的とする。

### (用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語はそれぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「重度障害者」とは、障害支援区分5以上又はそれに準ずるものをいう。
- (2) 「改修工事等」とは、次の表の整備区分ごとに掲げる改修内容をいう。

整備区分	整備内容
改修整備工事	重度障害者を受け入れるためのバリアフリー化工事等グループホームの基盤整備を図るための改修工事 ※設備基準に適合させるための改修も含む
介護リフト等特殊付帯工事	重度障害者を受け入れるための介護用リフト等特殊付帯工事
消防設備等工事	重度障害者を受け入れるため消防法及び建築基準法等関係法令に適合させるために必要となる改修工事
生活基盤設備等改修工事	・浴室、食堂等の改修工事や外壁、屋上等の防水工事等施設の改修工事 ・給排水設備、電気設備、ガス設備等付帯設備及び冷暖房設備の改造工事 ・建物内部の様式替えのための改修工事

安全・防犯強化工事	スプリンクラー設備、非常通報装置など、グループホームの安全・防犯を強化するための工事
その他改修工事等	特に必要と認められる上記整備区分に準ずる工事
設計・監理	上記整備区分に関する設計・監理料

(3) 「空き家」とは、県内市町村の空き家バンクに登録している建物又は建設工事の完了の日から起算して概ね1年を経過し、概ね3カ月以上使用されていない建物をいう。

なお、当該建物の建築確認年月日が昭和56年6月1日より前の場合は、耐震診断により耐震基準を満たしていることが確認できる建物を、本要綱の「空き家」とする。

#### (補助対象経費)

第4条 この補助金の交付の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 社会福祉法人等が自己所有する空き家を重度障害者が入居できるグループホームの共同生活住居又はユニットにするため、前条第2号に定める工事内容により改修を行った経費とする。
- (2) 社会福祉法人等が、賃貸借もしくは使用貸借により、空き家を重度障害者が入居できるグループホームの共同生活住居又はユニットにするため、前条第2号に定める工事内容により改修を行った経費とする。

#### (交付対象)

第5条 この補助金の交付の対象となる法人は、次の各号いずれにも該当する法人とする。

- (1) さいたま市、川越市、越谷市及び川口市を除く埼玉県内でグループホームを整備し、重度障害者1名以上が整備後のグループホームに入居を予定する法人。なお、補助事業の完了後は、速やかに当該住居に重度障害者を入居させること。
- (2) 障害者総合支援法に定める施設入所支援、共同生活援助又は生活介護のいずれかの障害福祉サービスを前年度末時点で365日以上提供した重度障害者が10名以上いる法人。

2 前項の規定にかかわらず、この補助を受けようとする社会福祉法人等（法人にあっては、その役員等（業務を執行する社員、理事若しくはこれらに準ずる者、相談役、顧問その他の実質的に当該法人の経営に関与している者又は当該法人の業務に係る契約を締結する権限を有する者をいう。以下同じ。））が次の各号のいずれかに該当する者であるときは、この補助金の交付の対象とならない。

(1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）

(2) 次のいずれかに該当する行為（イ又はウに該当する行為であって、法令上の義務の履行としてするものその他正当な理由があるものを除く。）をした者（継続的に又は反復して当該行為を行うおそれがないと認められる者を除く。）

ア 自己若しくは他人の不正な利益を図る目的又は他人に損害を加える目的で、情を知って、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員を利用する行為

イ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなることを知りながら、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対して行う、金品その他の財産上の利益若しくは便宜の供与又はこれらに準ずる行為

ウ 県の事務又は事業に関し、請負契約、物品を購入する契約その他の契約の相手方（法人その他の団体にあつては、その役員等）が暴力団員であることを知りながら、当該契約を締結する行為

(3) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付額の算定方法)

第6条 この補助金の交付額は、次により算出する。

なお、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(1) スプリンクラー設備設置工事を行う場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費からその他の補助金や寄付金などの収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

イ アにより算出された額に別表1の第2欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表2の第3欄の補助額（上限額）を比較して少ない方の額を交付額とする。

(2) スプリンクラー設備設置工事を行わない場合

ア 工事請負契約等を締結する単位ごとに、補助対象経費の実支出額の合計額と、総事業費からその他の補助金や寄付金などの収入額を控除した額とを比較して少ない方の額とする。

イ アにより算出された額に別表2の第2欄に定める補助率を乗じて得た額と、別表2の第3欄の補助額（上限額）を比較して少ない方の額を交付額とする。

(補助対象外経費)

第7条 この補助金は、次の各号に掲げる経費は補助金の対象にしない。

(1) 第1条のグループホームの整備に必要な土地の取得及びその整地に関する経費

(2) 第1条のグループホームの整備に必要な空き家の取得に関する経費

(3) 第1条のグループホームの整備に必要な空き家の賃貸借若しくは使用貸借に関する経費

(4) その他補助対象経費として適当と認められない経費

(交付の条件)

第8条 規則第5条に規定する必要な条件は次のとおりとする。

(1) 次のものを変更するときは、知事の承認を受けなければならない。

ア 建物の規模又は構造（施設の機能を著しく変更しない程度の軽微な変更を除く。）

イ 建物等の用途

ウ 居室等改修内容及びその範囲

エ 入居定員

オ 重度障害者入居予定者数

(2) 補助事業を中止し、又は廃止するときは、知事の承認を受けなければならない。

(3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 補助事業が年度内に完了しないと見込まれるときは、当該年度の3月1日までに、そ

- の理由と変更後の工期日程を添えて、知事に報告し、その指示を受けなければならない。
- (5) 補助事業の完了後は、速やかに当該住居に重度障害者を入居させること。なお、年度内に重度障害者の入居がない場合は、重度障害者の入居後10日以内に、入居した支援対象者について、支援対象者現況報告書（別記第8号様式）の様式を用いて知事に提出すること。事業完了後1年以内に重度障害者の入居がない場合は、規則第16条第3項の規定により、原則、補助金の交付の決定の全部を取り消すとともに、規則第17条第1項の規定により既に交付されている補助金について返還を命じるものとする。
  - (6) 補助事業に関する契約の相手方及びその関係者から、寄付金等の資金提供を受けてはならない。ただし、社会福祉法第113条第2項に規定された共同募金会を通じた受配者指定寄付金を除くものとする。
  - (7) 補助事業の完成を目的として締結するいかなる契約においても、契約の相手方が当該工事を一括して第三者に請け負わせることを承諾してはならない。
  - (8) 改修契約等については、一般競争入札に付するなど県が行う契約手続の取扱いに準拠しなければならない。
  - (9) この補助金の対象経費に対し、お年玉付き郵便葉書等寄付金配分金並びに公益財団法人JKA若しくは公益財団法人日本財団の補助金の交付の決定を受けた場合には、この補助金の交付の申請はできないものとする。
  - (10) 補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
  - (11) 前(1)から(10)により付した条件に違反したときは、この補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

#### (承認の手続き)

第9条 前条第1号から第3号の規定により、承認又は指示を受けようとする場合は、その内容及び理由を記載した書面を知事に提出しなければならない。

#### (申請)

第10条 社会福祉法人等が、規則第3条の規定により補助金の交付を申請しようとする場合は、知事が定める期日までに（別記第1号様式）埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金申請書1部を知事に提出しなければならない。

#### (実績報告)

第11条 社会福祉法人等が、規則第12条の規定により実績報告をしようとする場合は、補助事業の完了の日から起算して1月を経過した日（第7条（3）により補助事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から1月を経過した日）又は当該年度の3月31日のいずれか早い日までに埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金実績報告書（別記第2号様式）1部を知事に提出しなければならない。

なお、補助事業が翌年度にわたるときは、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金の年度終了報告書（別記第3号様式）1部をこの補助金の交付決定に係る県の会計年度の翌年度の4月15日までに知事に提出しなければならない。

(請求書)

第12条 社会福祉法人等が、規則第15条の規定により補助金の交付を請求しようとする場合は、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金交付請求書(別記第4号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 社会福祉法人等は、規則第16条第2項の規定により補助金の概算払を受けようとする場合は、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金概算払請求書(別記第5号様式)1部を知事に提出しなければならない。

(工事の状況報告)

第14条 社会福祉法人等は、工事を着手した場合には、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金による施設等の工事着工報告書(別記第6号様式)により、工事を着工した日から1週間以内に、また、工事進捗状況については、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金による施設等の工事進捗状況報告書(別記第7号様式)により、当該年度の12月末現在の状況を翌月の10日までにそれぞれ各1部を知事に提出しなければならない。

(支援対象者の状況報告)

第15条 社会福祉法人等は、補助事業完了後5年間は、埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金により整備されたグループホームに入居した支援対象者について、支援対象者現況報告書(別記第8号様式)により各年度の3月末現在の状況を翌月の10日までに知事に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第16条 知事は、補助金の交付決定を取り消した場合において、期限を定め、本要綱に基づき交付された補助金の全額又は一部の額の返還を命ずるものとする。  
2 知事は、補助金の額を確定したとき、その確定した額を超える補助金を交付した場合にあっては、期限を定め、その超える額の補助金の返還を命ずるものとする。

(財産処分の制限)

第17条 規則第19条第1号に規定する知事の定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物とし、同条第2号に規定する知事の定めるものは、補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が取得単価50万円以上の機械及び器具とする。  
2 規則第19条ただし書きに規定する知事が定める期間は「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15条)に定める期間とし、期間を経過するまで、知事の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け又は担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。  
3 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を県に納入させることができるものとする。

(書類の整備等)

第18条 補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出等を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、保管しなければならない。

2 前項に規定する帳簿及び証拠書類は、当該補助事業完了後（第7条（3）により改修の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しなければならない。

(その他)

第19条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表1 スプリンクラー設備設置工事を行う場合

整備区分	補助率	補助額（上限額）	補助対象経費
改修整備工事	3/4	8,000,000円	施設の改修に必要な工事費又は工事請負費（各々の行動特性に応じた環境整備を実施するもので、第6条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務の費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計・監理料をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
介護リフト等特殊付帯工事			
消防設備等工事			
生活基盤設備等改修工事			
安全・防犯強化工事			
その他改修工事等			
設計・監理			

別表2 スプリンクラー設備設置工事を行わない場合

整備区分	補助率	補助額（上限額）	補助対象経費
改修整備工事	3/4	6,000,000円	施設の改修に必要な工事費又は工事請負費（各々の行動特性に応じた環境整備を実施するもので、第6条に定める費用を除く。）及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務の費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費、設計・監理料をいい、その額は工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度とする。）
介護リフト等特殊付帯工事			
消防設備等工事			
生活基盤設備等改修工事			
安全・防犯強化工事			
その他改修工事等			
設計・監理			

別記第1号様式（第10条関係）

埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム  
整備促進事業費補助金交付申請書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

〒  
所在地  
法人名  
代表者名  
TEL

埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金実施要綱に基づき、補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、本申請書及び添付書類に記載の事項は事実と相違ありません。

記

- |   |               |         |   |
|---|---------------|---------|---|
| 1 | 補助申請額         | 金       | 円 |
| 2 | 補助申請額積算調書     | 別紙1のとおり |   |
| 3 | 事業計画調書        | 別紙2のとおり |   |
| 4 | 補助金対象要件に係る確認書 | 別紙3のとおり |   |

（添付書類）

- 1 事業実施に関する工事見積書及び平面図等
- 2 工程表（改修工事及び各種（用途変更、消防設備、指定）手続き）
- 3 改修物件に係る所得又は長期賃貸借契約の確約に関する書面
- 4 改修物件の検査済証の写し
- 5 申請者の当該年度の収支予算書及び前年度の収支決算書



別紙 1 (別記様式第 1 号関係)

## 空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助申請額積算調書

施 設 の 種 類	共同生活援助
法 人 名	
施 設 名	

整備区分	設置者の総事業費 A 円	対象経費の実支出 (予定) 額 B ( ≤ A ) 円	寄付金その 他の収入額 C 円	差引額 D (= A - C) 円	選定額の 3 / 4 E 円	補助基本額 F	補助基本額の 3 / 4 G	補助申請額 H 円
計								

- (注) 1 工事請負契約を締結する単位で整備区分欄に分けて記入すること。
- 2 E欄には、B欄の合計額とD欄の合計額を比較していずれか少ない方の金額に 3 / 4 を乗じた額を記入すること。
- 3 H欄には、E欄とG欄を比較していずれか少ない方の金額を記入すること。
- 4 各欄の記入にあたって、金額は円未満を切り捨てるものとする。ただし、補助申請額 (H欄) については、千円未満を切り捨てるものとする。

別紙 2 (別記第 1 号様式関係)

事業計画調書

1 対象施設 (共同生活援助) の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 法人名

(3) 利用定員

現在定員	整備定員	合計
人	人	人

2 事業の目的及び効果等

事業の目的		
入 重 居 予 定 障 害 の 者	現在の居住地 (入所施設、自宅等)	
	障害支援区分	
	手帳	
	障害特性	
	入居予定時期	
重度障害者等の障害特性に合わせた改修工事 (設備含む) の概要 例: 車いす使用者のため玄関スロープ ・手すり設置、車いす対応トイレ改修 例: 入居者の安全のためスプリンクラー設置		

※入居予定の重度障害者の欄に記入しきれない場合は、当該欄をコピーする等により記入してください。

3 施設入所支援、共同生活援助又は生活介護のいずれかの障害福祉サービスを前年度末時点で365日以上提供した重度障害者（※1）

	氏名	受給者証番号	提供した 障害福祉サービス	前年度末時点の提供日数(500日 以上の場合は当該項目に☑を付ける)
例	埼玉 うらわ	1234567890	施設入所支援	____日 ・ ☑500日以上
1				日 ・ □500日以上
2				日 ・ □500日以上
3				日 ・ □500日以上
4				日 ・ □500日以上
5				日 ・ □500日以上
6				日 ・ □500日以上
7				日 ・ □500日以上
8				日 ・ □500日以上
9				日 ・ □500日以上
10				日 ・ □500日以上

※1 障害支援区分5以上又はそれに準ずるもの（行動関連項目10点以上・喀痰吸引等必要）

※2 該当者が11人以上いる場合も10人記載していただければ結構です。

4 施設整備費に係る事業計画

(1) 施設の規模及び構造

整備事業（解体撤去工事費、仮設施設工事を除く。）

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係（自己所有地、借地、買収（予定）地の別）

(ウ) 建物の面積 建築面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積\_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(エ) 建物の構造（\_\_\_\_\_造）

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

ウ 小計（本体工事費） \_\_\_\_\_円

エ 介護用リフト等特殊  
 附帯工事費 \_\_\_\_\_円

（介護リフト工事費） \_\_\_\_\_円

（ \_\_\_\_\_ ） \_\_\_\_\_円

オ 消防設備等工事費 \_\_\_\_\_円

カ その他改修工事費  
( ) \_\_\_\_\_円

キ 合 計 \_\_\_\_\_円

(3) 財源内訳

ア 県費補助金 \_\_\_\_\_円

イ 設置者負担金 \_\_\_\_\_円

(内訳) 自己資金 \_\_\_\_\_円

寄 付 金 \_\_\_\_\_円

借 入 金 \_\_\_\_\_円

ウ 合 計 \_\_\_\_\_円

(4) 施工計画

ア 直営・請負の別

イ 契約年月日

ウ 着工年月日

エ 竣工年月日

オ 事業開始年月日

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

## 補助対象要件に関する確認書

< 補助対象要件に関する確認事項 > (各項目の該当する□に✓印及び数字を記入してください。)

確 認 項 目	確 認 欄	
	はい □	いいえ □
当法人は、現在、施設入所支援、生活介護又は共同生活援助事業の指定を受け障害福祉サービス事業を運営しています。	はい □	いいえ □
改修後のグループホームには重度障害者※が一人以上入居します。(補助事業の完了後は、速やかに当該住居に重度障害者を入居させます。)	はい □	いいえ □
施設入所支援、共同生活援助又は生活介護のいずれかの障害福祉サービスを365日以上提供した重度障害者が10名以上います。	はい □	いいえ □
当該空き家は、空き家バンクに登録されている又は建設工事の完了の日から起算して概ね1年を経過し概ね3カ月以上使用されていません。	はい □	いいえ □
当該空き家は、過去に埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金以外の改修工事費を対象とした補助金の交付を受けていません。又は、今後受ける予定はありません。	はい □	いいえ □
補助対象経費は、すべてグループホームの改修に必要な工事にかかる費用です。	はい □	いいえ □
当該空き家の建物については申請日までに売買による取得又は長期賃貸借契約を締結します。(確約書の提出でも可。その場合、契約後その写しを速やかに提出)	はい □	いいえ □
(※売買契約等が未了の場合) 工事に当たり、空き家所有者の承諾を得ています。	はい □	いいえ □
当該空き家は、今年度内に、工事を完了するとともに、用途変更、消防設備等必要な手続きを行い、共同生活援助の指定を受ける計画です。	はい □	いいえ □
グループホームの整備計画については、指定所管課に、改修後の平面図や定員変更など必要な相談を受けています。(受ける準備をしています。)	はい □	いいえ □
グループホームは、埼玉県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例並びに建築基準法、消防法、都市計画法その他関係法令に適合したものです。	はい □	いいえ □

※ 障害支援区分5以上又はそれに準ずるもの

別記第2号様式（第11条関係）

令和 年度埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム  
整備促進事業補助金実績報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

〒

所在地

法人名

代表者名

TEL

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた埼玉県空き家  
を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業に係る補助金について、補助金等の交  
付手続等に関する規則第13条の規定により関係書類を添えて、報告します。

1 実績額積算調書 別紙1のとおり

2 事業実績調書 別紙2のとおり

（添付書類）

1 事業実施に係る平面図等

2 工事契約書

3 工事完了を確認するに足る検査済証の写し

4 写真

5 歳入歳出決算（見込）書抄本

別紙1 (別記様式第2号関係)

空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業実績額積算調書

施設の種別	共同生活援助
法人名	
施設名	

整備区分	設置者の総事業費	対象経費の実支出 (予定)額	寄付金その 他の収入額	差引額	選定額の 3/4	補助基本額	補助基本額の 3/4	補助所要額	補助額	受入済額	差引過不足額
	A 円	B ( ≤ A ) 円	C 円	D (= A - C) 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	K (= I - J) 円
計											

- (注) 1 工事請負契約を締結する単位で整備区分欄に分けて記入すること。  
 2 E欄には、B欄の合計額とD欄の合計額を比較していずれか少ない方の金額に3/4を乗じた額を記入すること。  
 3 H欄には、E欄とG欄を比較していずれか少ない方の金額を記入すること。  
 4 各欄の記入にあたって、金額は円未満を切り捨てるものとする。ただし、補助所要額(H欄)については、千円未満を切り捨てるものとする。

事業実績調書

1 対象施設 (共同生活援助) の概要

(1) 施設の名称及び所在地

(2) 法人名

(3) 利用定員

整備前定員	整備後定員
人	人

2 施設整備後に係る状況

(1) 施設の規模及び構造

整備事業 (解体撤去工事費、仮設施設工事を除く。)

(ア) 敷地面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(イ) 敷地の所有関係 (自己所有地、借地、買収 (予定) 地の別)

(ウ) 建物の面積 建築面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>、延面積 \_\_\_\_\_m<sup>2</sup>

(エ) 建物の構造 ( \_\_\_\_\_造)

(2) 整備費内訳

ア 主体工事費 \_\_\_\_\_円

イ 工事事務費 \_\_\_\_\_円

ウ 小計 (本体工事費) \_\_\_\_\_円

エ 介護用リフト等特殊  
附帯工事費 \_\_\_\_\_円

(介護リフト工事費) \_\_\_\_\_円

( ) \_\_\_\_\_円

オ 消防設備等工事費 \_\_\_\_\_円

カ その他改修工事費  
( ) \_\_\_\_\_円

ク 合計 \_\_\_\_\_円



(4) 施工期間

ア 契約年月日

イ 着工年月日

ウ 竣工年月日

エ 事業開始年月日

(5) 平成20年4月17日社援発第0417001号「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」の別添1「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準」第3の3の(1)に規定する抵当権の設定の有無

有 ・ 無

(6) その他参考事項

別記第3号様式（第11条関係）

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

〒

所在地

法人名

代表者名

TEL

令和 年度埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム  
整備促進事業補助金の年度終了報告について

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた埼玉県空き家  
を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業に係る令和 年度における実績につい  
て、補助金等の交付手続等に関する規則第13条の規定により、関係書類を添えて、報告  
します。

別記第4号様式（第12条関係）

令和 年度埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム  
整備促進事業補助金交付請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

〒

所在地

法人名

代表者名

TEL

年 月 日付け 第 号で交付確定の通知を受けた埼玉県  
空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業に係る補助金について、  
下記のとおり交付されるよう請求します。

記

- 1 交付確定額 金 円
- 2 請求額 金 円

振込先金融機関 支店名			
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 名義人氏名			

別記第5号様式（第13条関係）

令和 年度埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム  
整備促進事業補助金概算払請求書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

〒

所在地

法人名

代表者名

TEL

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知を受けた埼玉県  
空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業に係る補助金について、  
下記のとおり概算払により交付されるよう請求します。

記

- |   |       |   |   |
|---|-------|---|---|
| 1 | 交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 | 既受領済額 | 金 | 円 |
| 3 | 今回請求額 | 金 | 円 |
| 4 | 残額    | 金 | 円 |

振込先金融機関 支店名			
預金種別	普通・当座	口座番号	
フリガナ 名義人氏名			





別記様式第8号（第15条関係）

埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金により  
整備されたグループホームに入居した支援対象者現況報告書

年 月 日

（宛先）

埼玉県知事

〒  
所在地  
法人名  
代表者名  
TEL

埼玉県空き家を活用した重度障害者グループホーム整備促進事業補助金実施要綱に基づき、同補助金により整備されたグループホームに入居した支援者は下記のとおりですので報告します。

記

整備年度	令和 年度				
施設の名称 及び所在地					
入居支援 対象者 (記入、 該当事項 に○を付 してくだ さい)	氏名	障害支援 区分	4 以下の場合 準じる事項	入居期間	入居前の居住状況
		6・5・ 4 以下	行動関連項目 10 点以上 ・喀痰吸引等必要	通年・ 一時期（ 月～ 月）	障害者支援施設（施設名： ） 自宅・他（ ）
		6・5・ 4 以下	行動関連項目 10 点以上 ・喀痰吸引等必要	通年・ 一時期（ 月～ 月）	障害者支援施設（施設名： ） 自宅・他（ ）
		6・5・ 4 以下	行動関連項目 10 点以上 ・喀痰吸引等必要	通年・ 一時期（ 月～ 月）	障害者支援施設（施設名： ） 自宅・他（ ）

※上表には、障害支援区分5以上及びそれに準じる（障害支援区分4以下であって、行動関連項目の点数が10点以上又は喀痰吸引等を必要とする）入居者を記載すること。表に書ききれない場合は行を追加して記載すること。

※補助事業完了後5年間、各年度の3月末現在の状況を翌月の10日までに提出すること。